整理番号 建設-条不-8

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	準用河川における流水占用料等の徴収
概要	流水占用料等について、額の基準及び徴収方法について定められています。一定の条件に該当する場合を除き河川の占用許可を受けた者は所定の占用料等を納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市準用河川占用料条例第2条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	以下に該当する場合を除き、所定の占用料等を納付しなければならない。 (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体が流水又は土地の占用をするとき (2) 前に掲げる場合のほか、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	